

佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月18日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第48号

佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(佐賀県手数料条例の一部改正)

第1条 佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～90 略					1～90 略				
91 旅券法第20条第1項第5号に規定する一般旅券の記載事項の訂正に係る事務	一般旅券の記載事項の訂正を受けようとする者	一般旅券記載事項訂正手数料	200円	旅券交付のとき	91及び92 削除				
92 削除									
93 旅券法第20条第1項第6号に規定する一般旅券の査証欄の増補に係る事務	一般旅券の査証欄の増補を受けようとする者	一般旅券査証欄増補手数料	500円	旅券交付のとき	93 旅券法第20条第1項第5号に規定する一般旅券の査証欄の増補に係る事務	一般旅券の査証欄の増補を受けようとする者	一般旅券査証欄増補手数料	500円	旅券交付のとき

改正前	改正後
94～494 略	94～494 略
備考 略	備考 略

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
(市町等が処理する事務の範囲等)	(市町等が処理する事務の範囲等)																
第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1・1の2 略</td> </tr> <tr> <td>1の3 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に知事が定めるものを除く。） (1)～(3) 略 (4) <u>法第10条第1項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請を受理すること。</u> (5)～(8) 略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">各市町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2～28 略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1・1の2 略		1の3 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に知事が定めるものを除く。） (1)～(3) 略 (4) <u>法第10条第1項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請を受理すること。</u> (5)～(8) 略	各市町	2～28 略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1・1の2 略</td> </tr> <tr> <td>1の3 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に知事が定めるものを除く。） (1)～(3) 略 (4)～(7) 略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">各市町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2～28 略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1・1の2 略		1の3 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に知事が定めるものを除く。） (1)～(3) 略 (4)～(7) 略	各市町	2～28 略	
事務	市町又は広域連合																
1・1の2 略																	
1の3 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に知事が定めるものを除く。） (1)～(3) 略 (4) <u>法第10条第1項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請を受理すること。</u> (5)～(8) 略	各市町																
2～28 略																	
事務	市町又は広域連合																
1・1の2 略																	
1の3 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に知事が定めるものを除く。） (1)～(3) 略 (4)～(7) 略	各市町																
2～28 略																	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(佐賀県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第1項第5号に規定する一般旅券の記載事項の訂正事務に係る手数料については、この条例による改正前の佐賀県手数料条例別表第1第91号の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に市町長に対しされている旅券法の一部を改正する法律による改正前の旅券法第10条第1項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請に係る事務については、なお従前の例による。